

地域生活継続支援事業実施要綱

平成20年2月29日特別区厚生部長会決定
平成27年3月17日特別区福祉主管部長会改正
令和5年8月22日特別区福祉主管部長会改正

（目 的）

- 第1 この要綱は、路上生活者対策事業実施大綱（以下「大綱」という。）に基づき実施する地域生活継続支援事業（以下「継続支援事業」という。）に関し、必要な事項を定める。
- 2 この要綱上の路上生活者対策事業については、自立支援センター事業と呼称することができる。

（定 義）

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。
- ① 路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者をいう。
 - ② 福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。
 - ③ 福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。
 - ④ 施設長：継続支援事業の実施責任者をいう。
 - ⑤ 事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。
 - ⑥ ブロック別協議会：事業の円滑な実施のため、路上生活者対策事業運営協議会運営要綱第7に基づき、特別区の各ブロックに設置する「ブロック別事業推進協議会」をいう。
 - ⑦ 委託法人：継続支援事業の実施を委託された法人をいう。
 - ⑧ 実施施設：継続支援事業を実施する大綱第4に定める路上生活者対策施設をいう。

（事業内容）

- 第3 継続支援事業は、大綱第2による路上生活者自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）等による支援を終了し、アパート等に居住する者（以下「アパート等居住者」という。）が地域生活を継続できるよう、以下の支援等を行う。
- ① アパート等居住者の生活状況、就労状況等の把握
 - ② その他、地域生活の継続を図るために必要な支援

（事業の実施）

第4 継続支援事業は、原則として特別区のブロックごとに、自立支援事業の委託法人が実施する。ただし、事業運営協議会が認める場合、特別区人事・厚生事務組合は、自立支援事業の委託法人以外のものに事業を実施させることができる。

2 要綱第3に定める支援は、アパート等居住者を定期的に訪問して行うものとする。ただし、施設長が必要と認める場合は、アパート等居住者を実施施設等へ通所させ、または電話相談により行うことができる。

3 継続支援事業を行うにあたって委託法人は、福祉事務所、保健所及び医療機関等の関係機関と連絡を密にしながら進めるものとする。

（対象者）

第5 継続支援事業の対象者は、原則として自立支援事業による支援を終了した者等で、特別区内のアパート等に居住する者とする。

（利用期間）

第6 要綱第4第2項に定める定期的な訪問相談の実施期間は、原則として大綱第2に定める路上生活者緊急一時保護事業（以下「緊急一時保護事業」という。）又は路上生活者自立支援事業（以下「自立支援事業等」という。）による支援終了後1年以内とする。

2 前項の規定に関わらず施設長は、利用期間について一定の期間、利用を延長することができる。

（利用の手続き）

第7 アパート等居住者が、要綱第4に定める訪問相談を利用するときは、施設長の承諾を得なければならない。

（訪問相談の終了）

第8 施設長は、要綱第6に規定する利用期間が終了したとき又は、次の各号のいずれかに該当したときは、訪問相談の実施を終了するものとする。

① アパート等居住者から事業利用の辞退の申し出があったとき

② 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護の決定に至ったとき

③ アパート等居住者が、居住先において生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援を新たに利用するとき

2 前項の規定にかかわらず、施設長は、特に必要と認められる場合は、別に定める期間、解除を猶予することができる。

3 施設長は、第1項の規定により利用の承諾を解除した場合は、福祉事務所長及び事業運営協議会に報告するものとする。

(利用者負担)

第 9 この要綱に基づき委託法人が実施する事業については、利用者負担を求めない。

(職 員)

第 10 委託法人は、継続支援事業を実施するため、訪問相談員その他必要な職員を置かなければならない。

2 職員の配置基準等は、事業運営協議会が協議のうえ、別途定める。

(施設長の責務等)

第 11 施設長は、自立支援事業等による支援を終了した者の実態把握及び自立を支援しなければならない。

2 施設長は、事業運営協議会の定める基本方針等に基づき、あらかじめ継続支援事業業務計画を策定するとともに、その実施に必要な体制を確保しておかなければならない。

3 施設長は、前項に定める継続支援事業業務計画の策定にあたっては、ブロック別協議会等において福祉事務所長と協議しなければならない。

4 施設長は、要綱第 8 の各号に該当する事由が生じたときは、速やかに福祉事務所長及び事業運営協議会に報告しなければならない。

5 施設長は、事業の実施状況及び相談経過等を記録しておくとともに、事業実績等を定期的に事業運営協議会に報告しなければならない。

6 各施設長は、相互に協力して特別区内の継続支援事業が円滑に実施できるよう、連携を図らなければならない。

(委託法人の責務等)

第 12 委託法人は、本事業の実施に必要な事務が行える環境を整備しておかなければならない。

2 委託法人は、別に定める相談記録等のほか、対象者に対する台帳及び経理に関する帳簿等必要な書類を備えなければならない。

3 委託法人は、本事業に関する会計経理を明確にして管理しなければならない。

4 委託法人は、毎月及び本事業終了時、その運営に関して、速やかに事業運営協議会に報告するものとする。

(委 任)

第 13 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、別に定めるこ

とができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 路上生活者巡回相談事業実施要綱(平成18年4月1日付、以下「旧要綱」という。)は、平成20年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に旧要綱に基づき訪問相談事業の利用承諾を受けた者で、その利用期間が終了していない者に係る同事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月17日特別区福祉主管部長会決定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月22日特別区福祉主管部長会決定)

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 施行日以前に実施する地域生活継続支援事業については、改正前の要綱を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の要綱を遵守するものとする。

地域生活継続支援事業実施細目

平成20年3月21日特別区福祉事務所長会決定

平成27年3月17日特別区福祉事務所長会改正

1 目 的

地域生活継続支援事業実施細目（以下「細目」という。）は、地域生活継続支援事業（以下「継続支援事業」という。）の実施に関する事項のうち、地域生活継続支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事項を補完し、事業を円滑に行うことを目的とする。

2 定 義

この細目において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

- ① 大綱：路上生活者対策事業実施大綱をいう。
- ② 緊急一時保護事業：大綱第2に定める路上生活者緊急一時保護事業をいう。
- ③ 自立支援事業：大綱第2に定める路上生活者自立支援事業をいう。
- ④ 路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常の生活を送っている者をいう。
- ⑤ 福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。
- ⑥ 福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。
- ⑦ 施設長：継続支援事業の管理運営責任者をいう。
- ⑧ 実施施設：継続支援事業を実施する大綱第4に定める路上生活者対策施設をいう。
- ⑨ 事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。
- ⑩ 委託法人：継続支援事業の実施を委託された法人をいう。

3 事業の内容

(1) 生活、就労状況等の把握

細目5(1)に定める事業対象者（以下「アパート等居住者」という。）の安否、生活状況及び就労状況について、その実態を定期的に把握する。

(2) 居宅生活継続等に関する相談・指導

ア 定期訪問指導

アパート等居住者を定期的に訪問し、前項に掲げる生活状況の把握等とともに関係機関と協働して次に掲げる支援（以下「定期訪問相談」という。）を行う。

① 訪問指導計画

施設長は、事業の実施にあたって、支援の方法や内容、訪問相談の頻度等について、別に定める様式による訪問指導計画を作成し、当該計画をアパート等居住者に通知するものとする。

② 訪問相談の内容

- (ア) 訪問指導計画に基づいた計画的な指導の実施
 - (イ) 地域における日常生活に関する相談、助言
 - (ウ) 就労に関する情報の提供及び相談、助言
 - (エ) 地域、職場、家族親族等対人関係に関しての相談、助言
 - (オ) 近隣関係、健康管理、就労など生活上の問題を解決するための調整及び専門相談など、必要に応じた便宜の提供
 - (カ) その他対象者の自立のために必要な相談、助言及び指導
- イ 法律や心理等の専門的な知識を必要とする相談又は支援を要する場合は、訪問相談の内容として掲げる前号(ア)から(カ)に加え、専門相談員による相談又は支援を行うことができる。

(3) その他の地域生活継続支援

施設長が特に必要と認める場合は、アパート等居住者に対し、自立支援事業による支援に準じた支援を行うことができる。

4 実施方法

- ア 細目 5 (1)に定めるアパート等居住者の支援は、原則として緊急一時保護事業又は自立支援事業による支援を行った施設において実施する。
- イ 細目 3 (2)に定める生活状況及び就労状況の把握は、訪問によるほか、電話による聞き取り、手紙やアンケートの送付等の方法により補完することができる。
- ウ 定期訪問相談は、アパート等居住者の生活実態に応じて、その起居する居所で実施するほか、必要に応じて指定する場所への来所や電話などの方法で実施することができる。
- エ 定期訪問相談を行う場合は、訪問相談員証を携帯し、関係機関等から求めがあるときは提示しなければならない。
- オ 訪問相談時に、アパート等居住者が医療、生活上の課題がある場合には、救急医療、緊急一時保護事業又は自立支援事業による支援等の実施について、福祉事務所に協議し、必要な対応をしなければならない。

5 実施手続等

(1) 事業の対象者

実施要綱第 5 に規定する事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- ア 自立支援事業のほか、緊急一時保護事業による支援を終了した者等で、特別区内のアパート等に居住しており、その後の社会復帰、地域定着等の支援（アフターケア）を一定期間継続して行う必要があると認められる者。
- イ 前号に定めるアパート等に居住する者とは、民間賃貸住宅のほか、公営住

宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に定める公営住宅、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に定める事業附属寄宿舍に居住する者とする。

ウ 前号にかかわらず、当該対象者の緊急一時保護事業若しくは自立支援事業の利用承諾を行った福祉事務所長（以下「所管福祉事務所長」という。）及び施設長が必要と認める場合は、簡易宿所、及びその他の施設に居住する者を対象とすることができるものとする。

(2) 利用期間の取扱い

ア 細目 5 (3)イにより施設長が決定する定期訪問相談の実施期間は、1 年を超えることができない。

イ 実施要綱第 6 第 2 項の規定による利用期間の延長は、6 か月を超えない範囲で行うことができる。

(3) 利用手続き

ア 細目 3 (1)に掲げるアパート等居住者の生活状況、就労状況等の把握については、特段の利用手続きを要しない。

イ 施設長は事業の利用、利用延長及び再延長を希望する者の状況を確認し、定期訪問相談の実施が必要で、かつ運営上支障がないと判断した場合は、事業の実施及び実施期間の決定を行う。

ウ 定期訪問相談の利用の手続きは、次の手順により行うものとする。

① アパート等居住者（実施施設退所見込みの者を含む。）で、定期訪問相談の利用を希望する者は、別に定める利用申込書により施設長に事業利用の申込を行う。

② 施設長は、イにより事業実施の決定を行う場合は、事前に所管福祉事務所長と協議し、了承を得たうえで事業の実施及び実施期間の決定を行い、別に定める利用承諾書により、当該申込者へ通知する。

③ 施設長は、当該申込者について事業実施を決定したときは、所管福祉事務所長に対し、利用承諾書及び訪問指導計画の写しを添えて報告する。

エ 定期訪問相談の利用を延長又は再延長する場合は、次の手順により行うものとする。

① 利用者は、希望する場合は別に定める申込書により施設長に利用の延長又は再延長の申込を行う。

② 施設長は、イにより事業実施の決定を行う場合は、事前に所管福祉事務所長と協議し、了承を得たうえで利用の延長又は再延長の決定を行い、別に定める承諾書により、延長期間又は再延長期間について、当該申込者へ通知する。

③ 施設長は、当該申込者について利用の延長又は再延長を決定したときは、所管福祉事務所長に対し承諾書の写しを添えて報告する。ただし、訪問指導計画について、従前の計画と変更がある場合は併せて報告する。

(4) 事業の終了

ア 実施要綱第 8 の規定により定期訪問相談の実施を終了する場合は、施設長は、別に定める終了通知書により当該アパート等居住者に通知するとともに、

所管福祉事務所長に対し、終了通知書の写しを添えて報告する。

イ 実施要綱第 8 第 2 項の規定による終了の猶予は、次の各号に掲げる期間とする。

① アパート等居住者から事業利用の辞退の申し出があった場合は、実施期間の内、施設長が必要と認める期間。

② アパート等居住者について、生活保護の受給が決定した場合は、福祉事務所担当職員との引継に必要な期間。

(5) 連携体制等

ア 福祉事務所との連携

施設長と福祉事務所長は、常に連携かつ協調して、事業の実施が図られるよう努めなければならない。

イ 関係団体との連携

施設長は、事業を円滑に行うため、他の施設長及び関係団体と密接な連携を図らなければならない。

6 継続支援事業業務計画等

(1) 実施要綱第 1 1 の規定に基づき施設長が策定する継続支援事業業務計画（以下、「業務計画」という。）は、以下の内容を含むものとする。

ア 生活状況及び就労状況等の把握に関する実施方法と頻度

イ 定期訪問相談の利用見込数、実施予定回数、実施体制

(2) 業務計画の策定及び実施にあたって、施設長は事前に福祉事務所その他関係機関と連絡調整を行い、事業が円滑に遂行されるよう努めなければならない。

(3) 施設長は、業務計画を策定したとき及びその内容を変更したときは、速やかに福祉事務所長及び事業運営協議会に報告しなければならない。

7 記録及び報告

(1) 施設長は、事業の実施により把握した状況や相談助言の内容等を、別に定める様式による相談記録簿に記録しておかななければならない。

(2) 施設長は、別に定める様式による利用者台帳を設け、細目 3 (2) ア①に定める訪問指導計画及び相談記録簿とともに適切に管理しなければならない。

(3) 施設長は、事業の実施状況、実績その他必要な情報について、別に定める様式により事業運営協議会及び所管福祉事務所長に報告しなければならない。また、必要に応じてアパート等居住者が居住する地区を所管する福祉事務所長に報告するものとする。

(4) 施設長は、事業の実施にあたり、緊急に医療などが必要となった場合は、速やかに福祉事務所等関係機関に通報しなければならない。

8 連絡調整等

(1) 特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）は、業務計画及び

その進捗状況、並びにその他事業に関する情報を常に把握しておくとともに、実施施設に対し、必要な情報の提供を行う。

- (2) 特人厚は、実施施設間における連絡体制を確保し、必要に応じた調整が行われるよう、「地域生活継続支援事業業務連絡会議」を開催する。
- (3) 特人厚は、本事業の効果的な実施に向けて、法律その他に関する専門相談員を確保し、支援するものとする。

9 その他

この細目に定めのない事項については、事業運営協議会で決定する。

附 則

この細目は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 3 月 17 日特別区福祉事務所長会決定）

この細目は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。